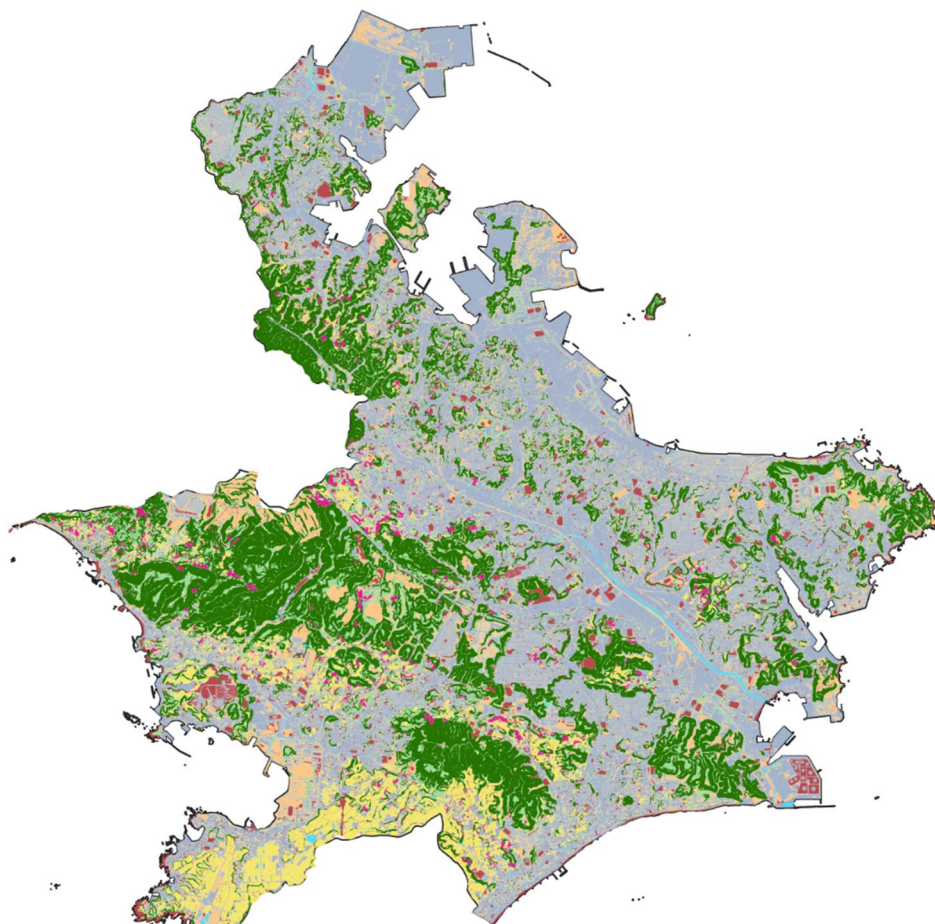


VII. 資料編

1. 横須賀市のみどりに関する資料

(1) みどりの分布状況

横須賀市全域		
項目	面積(ha)	構成比(%)
樹林地	1,111.5	11.0
樹林地(傾斜30%以上)	2,627.6	26.1
樹林地(竹林)	127.3	1.3
草地	1,092.3	10.8
農地	531.5	5.3
緑被	5,490.2	54.5
裸地	410.5	4.1
水面	40.6	0.4
建物・道路等	4,141.7	41.1
全体	10,083.0	100.0



(2) 公園の整備状況

公園の整備実績

区 分		平成 26 年度末 整備実績面積		令和 6 年度末 整備実績面積	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	街 区 公 園	373	77.43	379	77.91
	近 隣 公 園	22	39.05	22	39.21
	地 区 公 園	2	7.69	2	9.03
都市基幹公園	総 合 公 園	1	16.74	1	28.13
	運 動 公 園	5	33.81	5	33.47
特 殊 公 園	風 致 公 園	4	21.18	5	42.45
	動植物公園	1	3.76	1	3.76
	歴 史 公 園	4	10.00	5	10.23
	墓 園	－	－	－	－
緑 地 等	緩 衝 緑 地	－	－	－	－
	都 市 林	80	94.79	89	137.24
	広 場 公 園	－	－	－	－
	都 市 緑 地	24	135.78	29	243.67
	緑 道	3	0.73	3	0.73
大規模公園	広 域 公 園	1	70.36	1	70.36
	国 営 公 園	－	－	－	－
合 計		520	511	542	696

※県立公園を含む公告済みの箇所数、面積を表す。

都市公園の種別

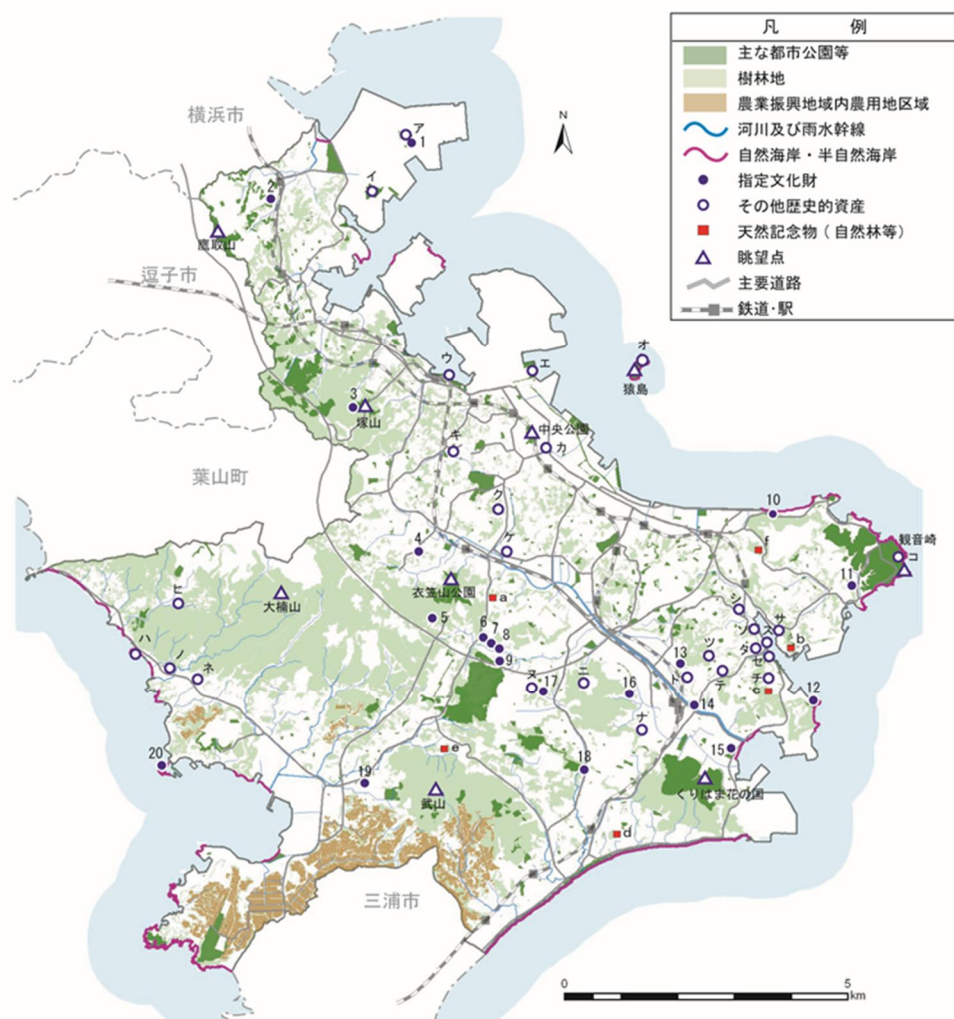
区分		内 容
住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。
	近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣居住区当たり1箇所を目途に、面積2haを標準として配置します。
	地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1箇所を目途に、面積4haを標準として配置します。
都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。
	運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。
特 殊 公 園	風 致 公 園	自然的条件を十分活用した集計施設を中心に、主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然的条件に応じ適切に配置します。
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置します。
	歴 史 公 園	史跡、名称、天然記念物の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置します。
	墓 園	その面積の2/3以上を園地等とし、良好な景観かつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置します。
緑 地 等	緩 衝 緑 地	大気汚染、騒音・振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と居住地域を分離遮断することが必要な区域などに配置します。
	都 市 林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地帯において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置します。
	広 場 公 園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設を主体に配置します。
	都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置します。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合などは0.05ha以上とします。
	緑 道	災害時における避難経路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を目的として設けられる植樹帯及び歩行者路及び自転車路を主体とする緑地で、復員10～20mを標準として配置します。
大 規 模 公 園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、面積50ha以上を標準として配置します。
	国 営 公 園	国が設置する大規模な公園で、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として配置するものにあたっては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備します。

(3) 歴史的資産

指定文化財	
1	夏島貝塚（国指定）
2	朝倉能登守墓（市指定）
3	三浦安針墓（国指定）
4	三浦枕状溶岩（市指定）
5	衣笠城跡（市指定）
6	磨崖仏（市指定）
7	伝三浦義明廟所（市指定）
8	薬王寺旧跡（市指定）
9	伝三浦為継とその一党の廟所（市指定）
10	横須賀市上下水道局走水水源地貯水池及び浄水池（国登録有形文化財）
11	会津藩土墓（市指定）
12	燈明堂跡及び周辺地域（市指定）
13	吉井貝塚を中心とした遺跡（県指定）
14	内川新田開墾記念碑（市指定）
15	ペリー上陸記念碑（市指定）
16	茅山貝塚（県指定）
17	伝佐原義連廟所（市指定）
18	かろうと山古墳及び周辺地域（市指定）
19	一騎塚（市指定）
20	天神島、笠島及び周辺水域（県指定）

天然記念物（自然林等）	
a	大松寺林（県指定）
b	叶神社の社叢林（県指定）
c	モガシを含む自然林（市指定）
d	白髭神社の社叢林（県指定）
e	三島社の社叢林（県指定）
f	馬堀自然教育園（市指定）

その他歴史的資産	
ア	明治憲法起草地記念碑
イ	梅田隧道碑
ウ	逸見波止場衛門
エ	記念艦「三笠」
オ	猿島
カ	赤門
キ	旧横須賀重砲兵連隊営門
ク	永島家の長屋門
ケ	公郷町の庚申塚群
コ	観音埼灯台、観音埼灯台点灯の碑
サ	東耀稲荷
シ	大衆婦本塚の碑
ス	浦賀ドック
セ	浦賀の渡船
ソ	西叶神社社殿彫刻
タ	中島三郎助招魂碑
チ	浦賀奉行所跡
ツ	御林
テ	浦賀港拓道碑
ト	怒田城址
ナ	砂村新左衛門墓
ニ	佐原城址
ヌ	中島三郎助筆による句碑
ネ	前島密翁の墓、碑
ノ	若命家長屋門
ハ	立石
ヒ	子安の里

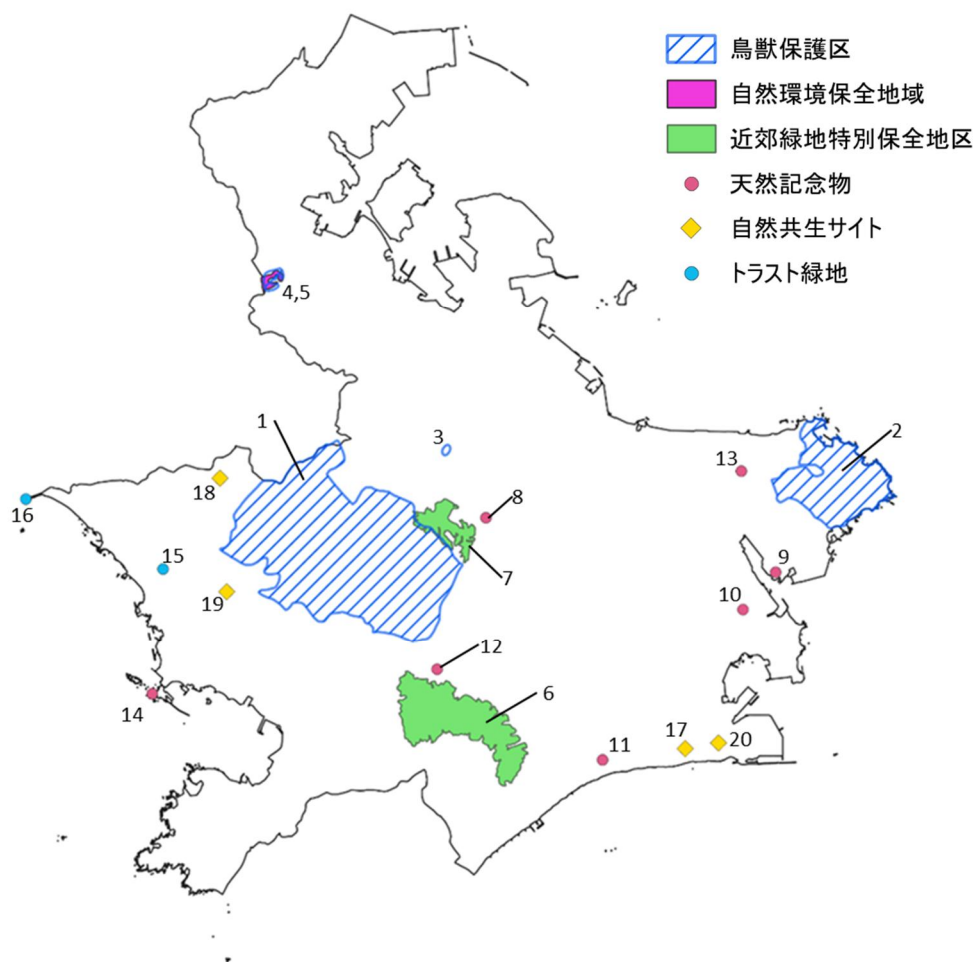


指定文化財・天然記念物等分布図（令和6年度末時点）

(4) 保護地区等

種別	番号	保護地域名等	面積(ha)
鳥獣保護区	1	大楠山	827
	2	観音崎	200
	3	大明時	2.9
	4	田浦大作	5
	小計		1034.9
自然環境保全地域	5	田浦大作	4.9
	小計		4.9
近郊緑地特別保全地区	6	武山	49.5
	7	衣笠・大楠山	194.5
	小計		244
天然記念物	8	大松寺林	1.3
	9	叶神社の社叢林	0.6
	10	モガシを含む自然林	0.3
	11	白髭神社の社叢林	0.4
	12	三島社の社叢林	0.6
	13	馬堀自然教育園	3.8
	14	ハマオモト（天神島と笠島および周辺の海域）	54
	小計		61

種別	番号	保護地域名等	面積
神奈川県 トラスト緑地	15	秋谷緑地	0.57
	16	長者ヶ崎緑地	0.25
	小計		0.82
自然共生 サイト	17	野比かがみ田緑地	1.8
	18	湘南国際村めぐりの森	80.6
	19	おおくす蘆名堰の森	0.23
	20	よこすか発電所 くりはまの森	10.5
	小計		93.13
合計（重複除く）			1430.65



保護地域等の分布図（令和6年度末時点）

(5) 横須賀市で見られる主な生きもの

	横須賀を代表する種	前計画策定時以降減少している種や希少種	前計画策定時以降増加している種	横須賀に定着した外来種	その他特筆する種
植物	ハマオモト（ハマユウ）、ハマボウ、イソギク、サカキガズラ、ワダン、ウラジロ	ツルギキョウ、ヤマユリ、アマモ、コアマモ、タチアマモ、ナガボテンツキ、マネキグサ、スズサイコ、トウオオバコ、ケカモノハシ、オナモミ	タシロラン、ナチシダ	ノカタハラノツユクサ、★オオキンケイギク、★オオハンゴンソウ、★オオフサモ、クレソン、★オオカワヂシャ、マルバルコウ、アレチハナガサ、ヒメツルソバ、ナガミヒナゲシ、ウラジロチチコグサ	ハイネズ（復活）、ミズオオバコ（初記録）
哺乳類	ホンドタヌキ、アズマモグラ、ヒミズ、アブラコウモリ、アカネズミ	イタチ、スナメリ	ハツカネズミ	★タイワンリス、★アライグマ、ハクビシン	スナメリ（ほぼ絶滅）
鳥類	アオサギ、カワウ、アオゲラ、ツグミ、シロハラ、シジュウカラ、ツバメ、ウグイス	サシバ、ミゾゴイ、ノスリ、オオタカ、ハヤブサ、クイナ、モズ、ホオジロ、ヤマドリ	イソヒヨドリ、ハクセキレイ	★ガビチョウ、ドバト、コジュケイ、コウライキジ	
両生・爬虫類	ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル、アオダイショウ、シマヘビ	トウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンイシガメ、ヒバカリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ジムグリ		★ウシガエル、★アカミミガメ	アカウミガメ
淡水魚類、甲殻類、貝類	アユ、マハゼ、アブラハヤ、シマヨシノボリ、サワガニ	ミナミメダカ、マルタニシ、カワニナ、マシジミ		★ブラックバス、★ブルーギル、コイ、オイカワ、★アメリカザリガニ、カワリヌマエビ	
昆虫類やその他陸上節足動物	ケシウミアメンボ（潮だまり）、ヒョウタンゴミムシ（砂浜）、ゲンジボタル（上・中流域）、モンキアゲハ	ヘイケボタル、マルタンヤンマ、ミドリシジミ、シロスジコガネ、ウバタマムシ、シロスジカミキリ、ノコギリクワガタ、クロシデムシ、ヒメマイマイカブリ、ヒメジャノメ、キマダラセセリ、ジャノメチョウ / ケシウミアメンボ、ヒョウタンゴミムシ、コサナエ、アサギマダラ	ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモン、クロコノマチョウ、キマダラカメムシ、モンズズメバチ、カシノナガキクイムシ	アカボシゴマダラ大陸亜種	ハグロトンボ（復活種：汚染からの回復）、ウラギンシジミ、ムラサキシジミ（復活種、理由不明）

★：特定外来生物

2. みどりと生物多様性に関する市民認識アンケート調査結果の概要

集計結果

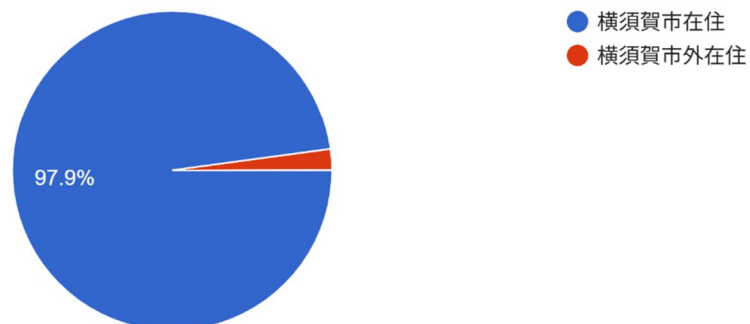
① 回答者属性

回答者の属性は以下のとおりです。

1) 居住地について

横須賀市在住が約 97.9%となり、回答者のほとんどが市内在住者となりました。

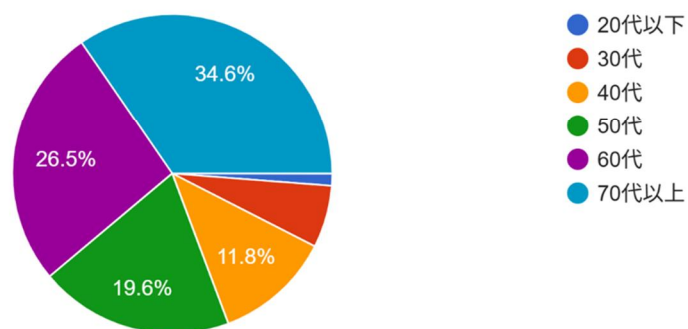
居住地について
653 件の回答



2) 年齢について

回答者の約 1/3 が 70 代以上、続いて 60 代、50 代の回答が多く、40 代は 11.8%、30 代以下の回答は 7.5%となりました。

年齢について
653 件の回答

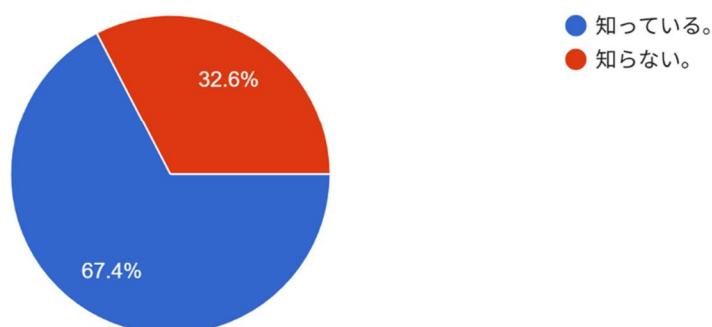


②横須賀市の生物多様性やみどり、自然環境に対する認知

・問１：「生物多様性」という言葉の意味を知っていますか。

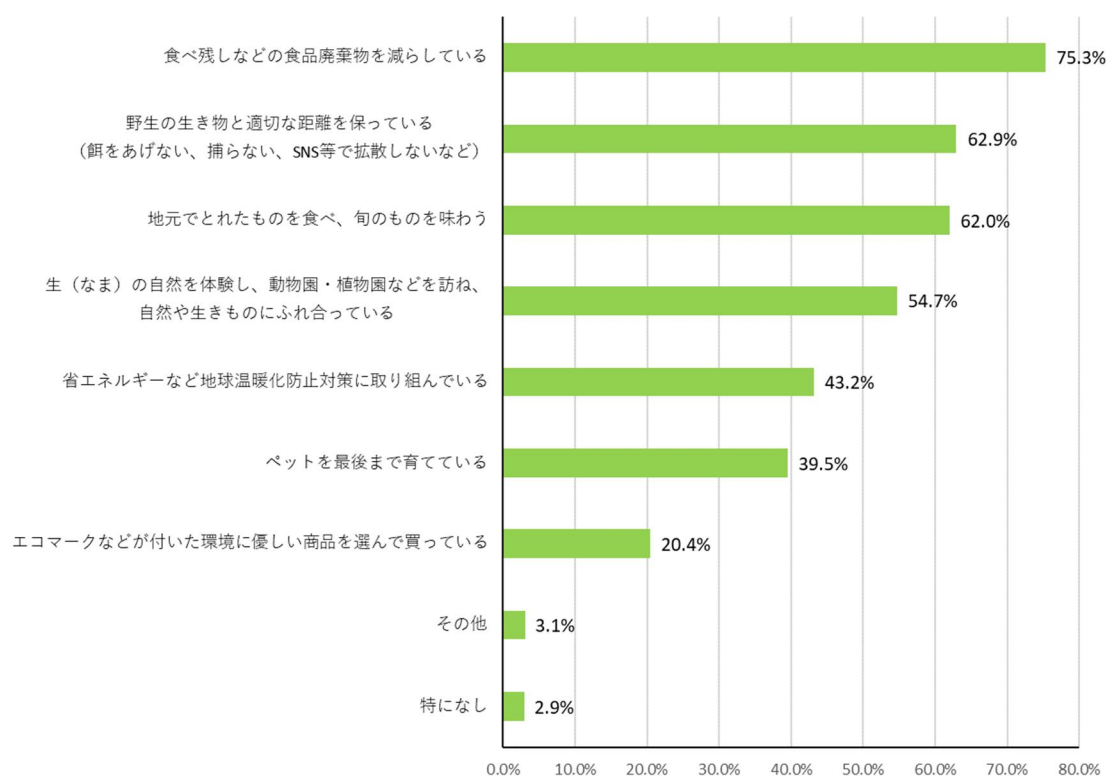
生物多様性という言葉を知っている割合は67.4%となりました。神奈川県調査（令和6年度県民ニーズ調査結果）では生物多様性という言葉を知っているが45.5%、「言葉は聞いたことがある」が30.9%であり、本アンケートでは「知っている」と回答した割合は比較的高い結果となりましたが、「言葉は聞いたことがある」の選択肢がなかったため、実際の認知については留意が必要です。

「生物多様性」という言葉の意味を知っていますか。
653件の回答



・問２：「生物多様性に配慮した取組み」について（複数回答可）

生物多様性に配慮した取組みについては「食べ残しなどの食品廃棄物を減らしている」や「地元でとれたものを食べ、旬のものを味わう」といった食料の廃棄・消費関係が多く、次いで「野生の生きものと適切な距離を保っている」、「自然や生きものにふれ合っている」といった自然や生きものに関する回答が高い割合となりました。

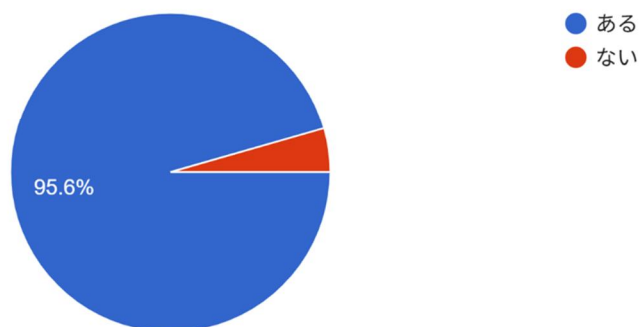


- ・問3：みどりや自然環境に配慮した取組みについて、関心はありますか。

みどりや自然環境に配慮した取組みの関心は 95.6%が「関心がある」と回答し、みどりや自然環境に配慮した取組みに強い関心を持つことがわかりました。

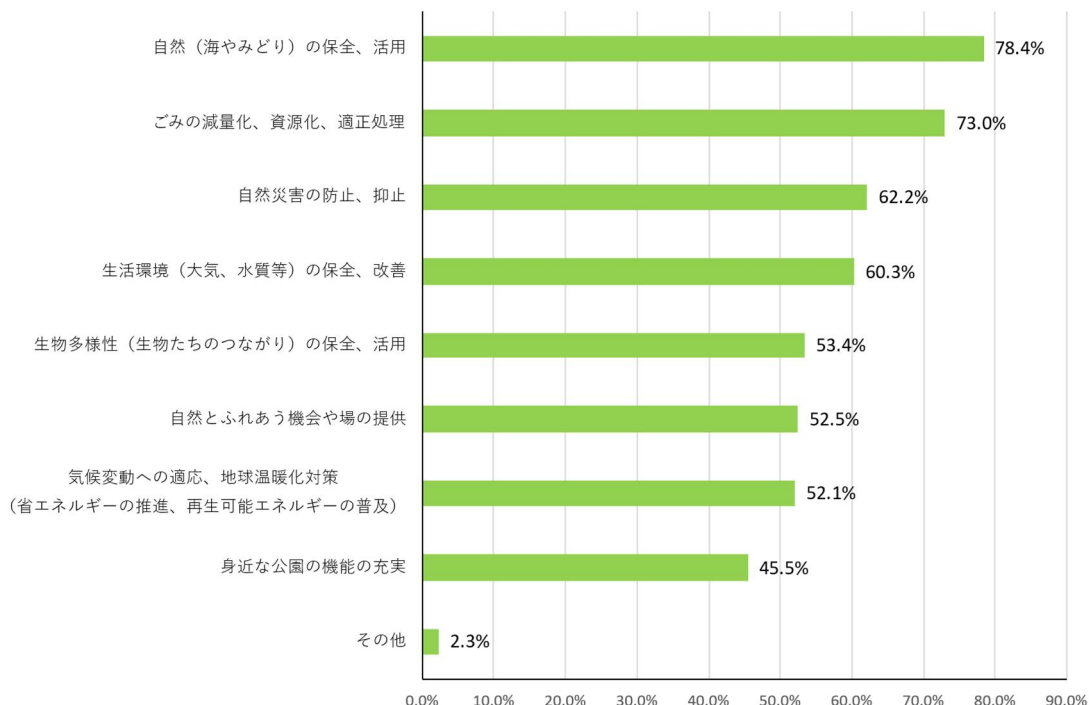
みどりや自然環境に配慮した取組みについて、関心はありますか。

653 件の回答



- ・問4：関心のある取組み（複数回答可、問3で「関心がある」方のみ回答）

関心がある取組みについては「自然（海やみどり）の保全、活用」が最も高く、次いで「ごみの減量化、資源化、適正処理」が高い結果となりました。一方で、「省エネルギー・再生可能エネルギーの普及」や「身近な公園の機能の拡充」は比較的低い結果となりました。

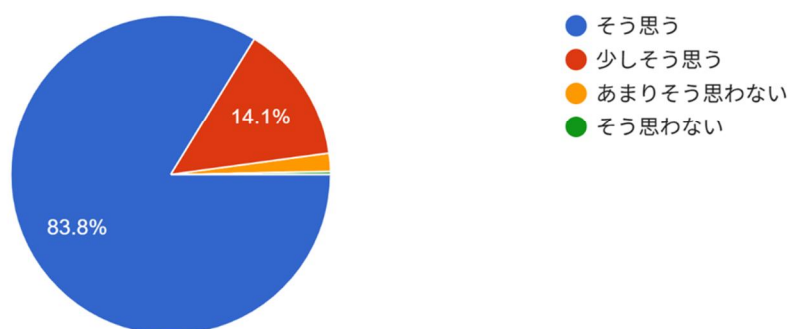


・問5：横須賀市の身近な環境について

「森林や海などの自然の恵みが豊かである」や「地産地消」といった自然の恵みの享受に対する設問では 80%以上が「そう思う」「少しそう思う」という回答になりました。一方で、公園施設や街路樹、まちのきれいさ・快適さといった設問に関しては「あまりそう思わない」の回答が 20%を越え、公共空間の環境があまりよくないという認識があることがわかりました。また、水辺の状態に関してもあまりよくない・よくないという回答が 40%を超えました。加えて、「最近、気候の変化が顕著になっている」では 95%以上が「そう思う」「少しそう思う」と回答しました。

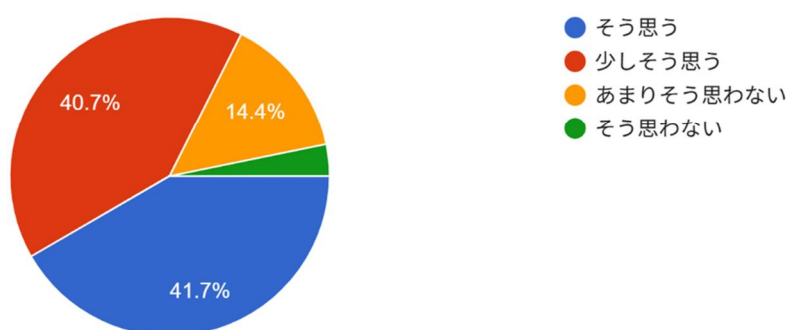
最近、気候の変化が顕著になっている。

653 件の回答



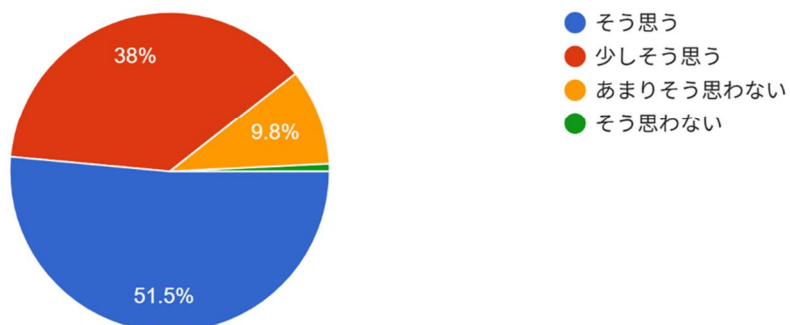
森林や海などの自然のめぐみが豊かである。

653 件の回答



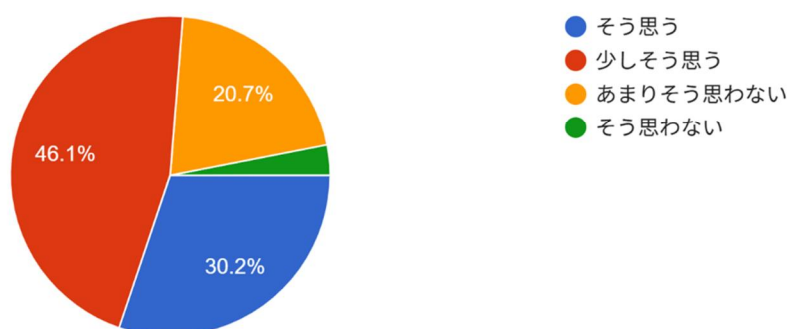
地元（横須賀）産のものを買ったり、食べたりできる（地産地消）。

653 件の回答



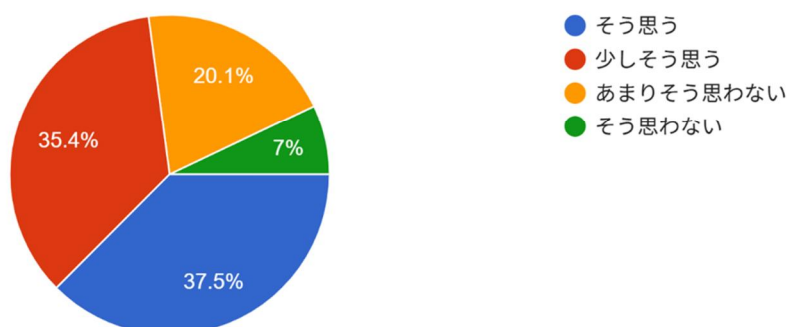
公園や生垣、街路樹などの身近なみどりが豊かである。

653 件の回答



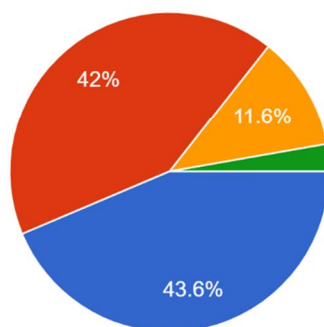
利用しやすい公園が身近にある。

653 件の回答



自然とふれあう場所や機会がある。

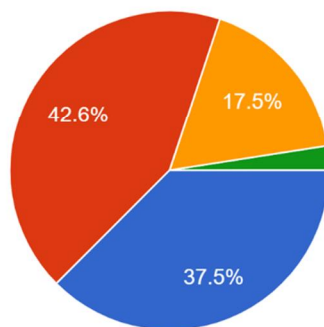
653 件の回答



- そう思う
- 少しそう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

昆虫や魚、鳥などの生物が多くみられる。

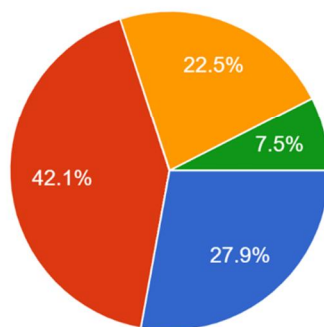
653 件の回答



- そう思う
- 少しそう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

悪臭、騒音、振動などの心配がなく、快適な生活環境である。

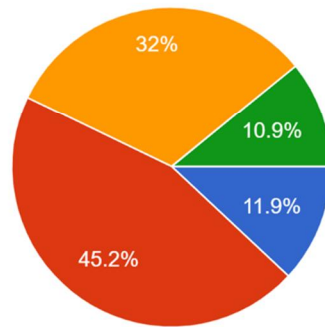
653 件の回答



- そう思う
- 少しそう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

ごみのポイ捨てなどがなく、まちがきれいである。

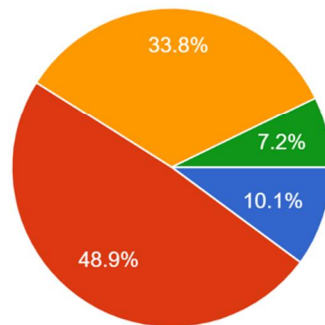
653 件の回答



- そう思う
- 少しそう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

海辺や河川など、水辺の状態がよく、きれいである。

653 件の回答

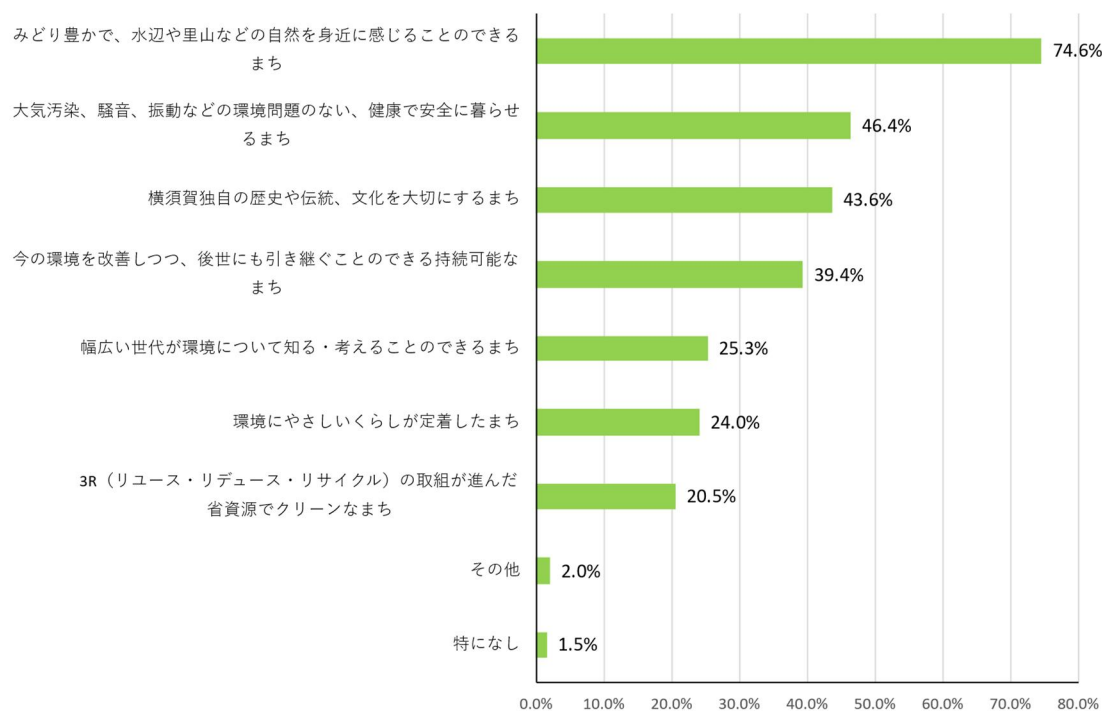


- そう思う
- 少しそう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない

③市の施策の評価及び期待することについて

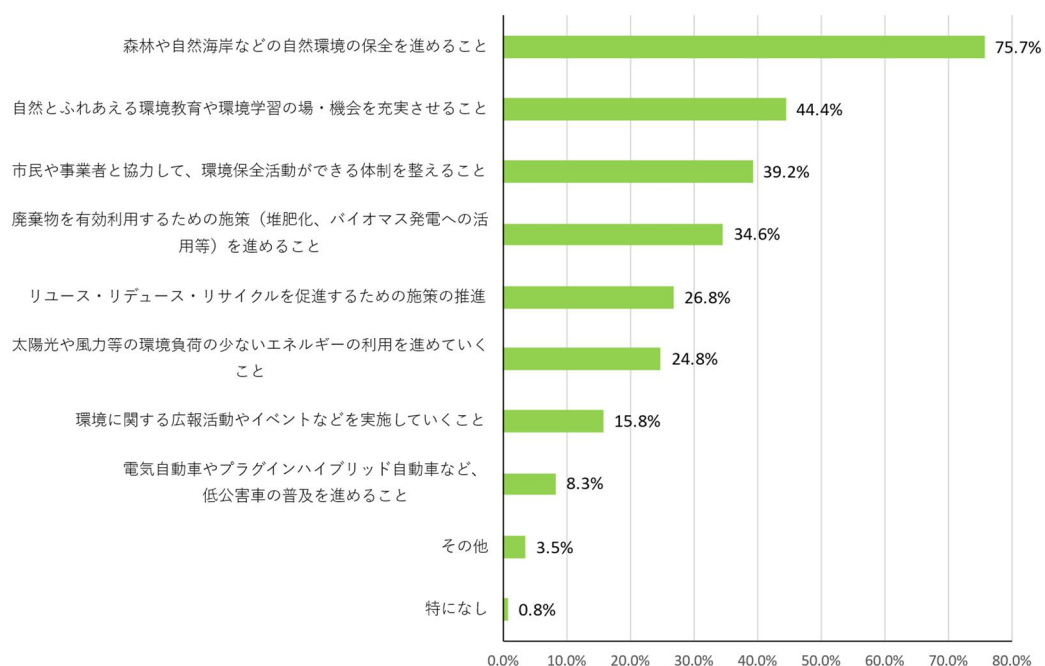
・問1：「横須賀市の将来の環境」について、望ましいまちはどれですか（回答数最大3つ）

「みどり豊かで、水辺や里山などの自然を身近に感じることのできるまち」が全体の回答の70%を超えた一方で、「環境にやさしいくらしが定着したまち」「3Rの取組みが進んだ省資源でクリーンなまち」は20%強に留まりました。



・問2：横須賀市が重点的に取り組むべきことはどれですか（回答数最大3つ）

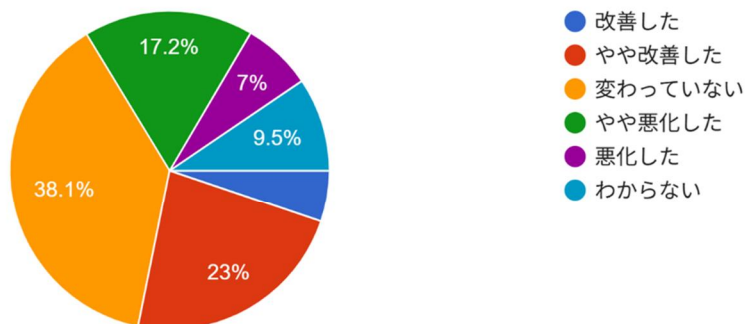
前問と同様にみどり・環境への関心が高く、「森林や自然海岸などの自然環境の保全を進めること」が全体の回答の70%を超え、重点的に取り組むべきという認識が強いということがわかりました。



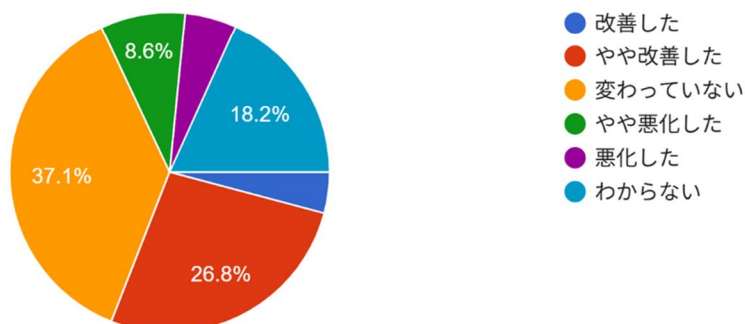
・問3：横須賀市のみどりの主な課題・評価について

「自然に恵まれている」以外の設問にて「わからない」という回答が20%前後となり、市民における横須賀市のみどりの現況や課題についての認識がやや薄いことがわかりました。「里山的な環境が減少している」以外の設問において「変わっていない」が最も多く、現状維持はしているものの改善・良好な状態になっていないとの認識を持っていることもわかりました。また、「生物の生息環境が劣化している」については「やや悪化している」が比較的高い割合を占めました。

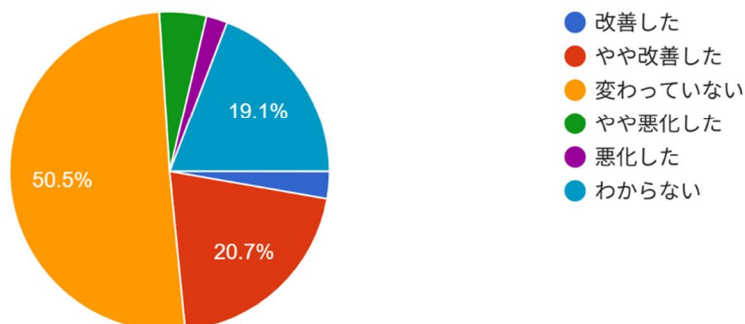
自然に恵まれている。
653 件の回答



行政が自然に関して、一定の取り組みを行っている。
653 件の回答

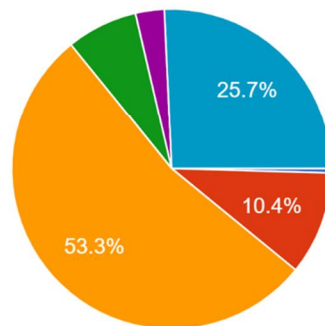


本市の自然環境の良さが市外居住者に認知されていない。
653 件の回答



地域によって公園の配置に偏りがある。

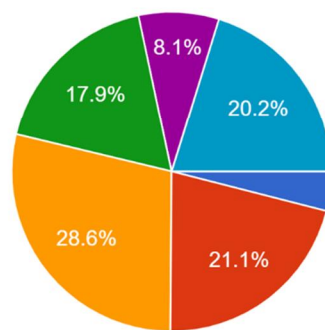
653 件の回答



- 改善した
- やや改善した
- 変わっていない
- やや悪化した
- 悪化した
- わからない

公園の施設（遊具等）が老朽化している。

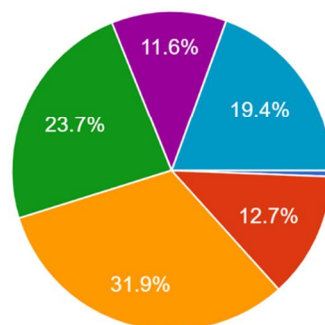
653 件の回答



- 改善した
- やや改善した
- 変わっていない
- やや悪化した
- 悪化した
- わからない

生物の生息環境が劣化している。

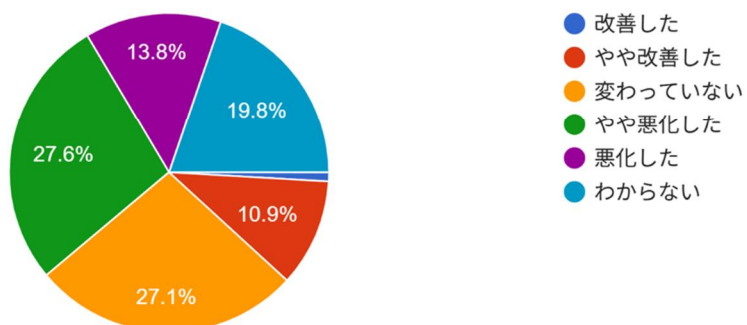
653 件の回答



- 改善した
- やや改善した
- 変わっていない
- やや悪化した
- 悪化した
- わからない

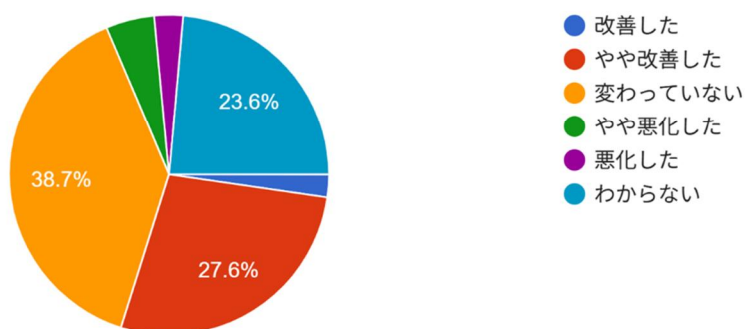
里山的環境が減少している。

653 件の回答



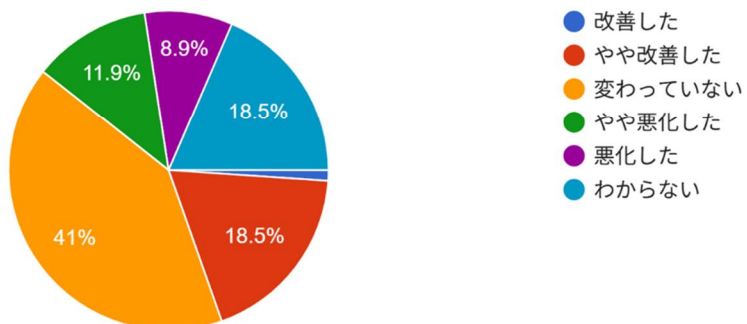
自然環境にふれあえる場所やイベント等を提供してほしい。

653 件の回答



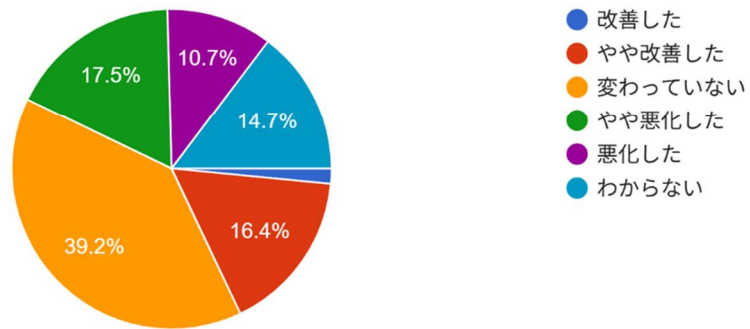
自然環境の保全が進んでいない。

653 件の回答



自然災害のリスクが高まっている。

653 件の回答



3. 本計画策定の経過

(1) 改定の経緯及び審議会開催経過

[illegible]

(2) 部会委員及び専門委員名簿

区 分	氏 名	選出区分等	所 属 等
部 会 長	高梨 雅明 (タカシ マサアキ)	学識経験者 (緑 行 政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
部 会 長 職務代理者	飯島 健太郎 (イジマ ケンタロウ)	学識経験者 (自然環境)	東京都市大学教授
委 員	名執 芳博 (ナトリ ヨシヒロ)	学識経験者 (自然環境行政)	公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事
	林 公義 (ハヤシ マサヨシ)	学識経験者 (海洋環境教育)	元横須賀市自然・人文 博物館館長
	長谷川 隆 (ハセガワ タカシ) 令和7年3月31日まで	学識経験者 (学校教育)	横須賀市立小学校 校長会
	沖山 聡 (オキヤマ サトシ) 令和7年4月1日から	学識経験者 (学校教育)	横須賀市立小学校 校長会
	松行 美帆子 (マツユキ ミホ)	学識経験者 (都市計画)	横浜国立大学教授
	矢部 和弘 (ヤベ カズヒロ)	学識経験者 (森林・治山治水)	東京農業大学教授
	川田 剛 (カワタ ツヨシ)	事 業 者 (農 業)	J A よこすか葉山 経済部次長
	笥 修一 (ケイ シュウイチ)	市 民	公募委員
専 門 委 員	萩原 清司 (ハギワラ キヨシ) 令和7年4月1日から	学識経験者 (水域環境)	元横須賀市自然・人文 博物館学芸員

(3) 諮問

横 環 政 第●号

令和6年(2024年)10月3日

横須賀市環境審議会

委員長 奥 真 美 様

横須賀市長 上 地 克 明 印

「横須賀市みどりの基本計画」の策定について（諮問）

横須賀市では、みどりの基本条例第9条第1項の規定に基づき、平成28年3月に「横須賀市みどりの基本計画」、令和4年3月に「横須賀市みどりの基本計画中間見直し」を策定し、みどり行政を推進しています。

現行計画の目標年度である令和7年度を迎えるにあたり、計画の改定を行うことといたしました。

改定後の計画は、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度の向上等の課題解決に向けて改正された都市緑地法を基に、本市の貴重な都市緑地の積極的な保全・更新のあり方と、生物多様性の確保に向けた取り組み等を考慮し、実効性のある計画とする必要があります。

つきましては、同条例第9条第4項の規定に基づき、「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申

答申後記載予定

4. みどりの基本条例

条例見直し後記載予定

5. 用語解説

【あ行】

オープンスペース

：公有・私有を問わず公開性（立ち入れる）が確保された広がりのある屋外空間。

【か行】

カーボンニュートラル

：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。平成 27 年（2015 年）に採択されたパリ協定において、2050 年までに実現することを目標とした。

外来生物法

：特定外来生物からの被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律。平成 17 年（2005 年）制定。

外来生物

：人間の活動によって海外や国内の他の地域から、意図する・意図しないに関わらず、持ち込まれた生きもののこと。

かく乱

：生態系を破壊して、その維持に影響を与えることを指す。一方で、かく乱は生態系の更新も兼ねている面もある。人為的に発生したかく乱を「人為的かく乱」、台風などによるかく乱を「自然かく乱」という。

神奈川生物多様性ホットスポット

：生物多様性戦略に基づき、国家戦略を基本とし、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定。これまでの広域緑地計画としていた「神奈川県みどり計画」を包括的に継承している。

環境基本条例

：本市において、市民、事業者の方々と一体となって環境の保全と創造に取り組むための基本理念や責務、本市の環境施策の基本方針などを定めたものの。

環境基本法

：環境の保全に関する基本となる事項を定めた法律。基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしている。平成 5 年（1993 年）制定。

環境共生型都市づくり

：環境負荷の少ない持続的な都市の発展や、ゆとりや豊かさを実感できる都市の実現に向け、環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創出を図った都市づくり。

緩傾斜地

：斜面の勾配が 0° ～15° 未満の傾斜地。

気候変動

：長い年月をかけ、人為的または自然環境の変化などといった様々な要因により引き起こされた気候の変動。地上気温の上昇などが挙げられる。

旧軍港都市転換法

：大日本帝国憲法下の日本において軍港を有していた「旧軍港四市」を平和産業港湾都市に転換する事により、平和日本実現の理想達成に寄与する事に関する法律。昭和 25 年（1950 年）施行。本市の旧軍用財産のうち未だ米軍基地が 17.8%を占め、自衛隊施設は市内各所に散在している。

拠点ネットワーク型都市づくり

：市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺等に適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街なか居

住を促進するような、歩いて暮らせる利便性の高い都市環境を形成すること。

近郊緑地特別保全地区

：「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、近郊緑地保全区域の中で、樹林地等に類する土地が特に良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地の区域で、それを保全するため、都市計画法の地域地区として都市計画決定される。

近郊緑地保全区域

：「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため、国土交通大臣により指定された土地の区域。都市計画法の地域地区として都市計画決定される。

グリーンベルト

：都市の保護政策で行う緑化帯で、主に都心の人口密度増加による市街地、住宅地の無秩序な拡大を阻止するために設置された森林帯、公園緑地系統などを指す。

クリハラリス

：アジア全域（中国～マレー半島）にかけて広く分布するリス。日本では特定外来生物に認定されている。横須賀三浦地域で高密度に生息しており、分布域が北西側に拡大しつつある。農作物被害のほか、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、電話線がかじられるなどの生活被害などが生じている。

景観重要樹木

：「景観法」及び「横須賀市景観計画」に基づき、景観上重要な樹木として指定されるもので、由緒・由来があり、美観上優れている、もしくは市民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。

景観法

：都市、農山村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めた法律。平成 16 年（2004 年）制

定。

公園長寿命化計画

：公園及び公園施設内の長寿命化を図るための計画。

公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン（公共施設の緑化等ガイドライン）

：公共施設がみどりに対する先導的な役割を果たすため、適切に「みどり」を増やし、育成に配慮しながら維持していくことを目的とした指針。公共施設の緑化目標や「みどり」の管理の考え方を示している。

昆明-モンテリオール生物多様性枠組

：2022 年に開催された COP15 で採択。2020 年までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021 年以降の新たな国際目標を指す。

【さ行】

里地里山

：原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域をいう。

市街化区域

：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。

市街化調整区域

：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で原則的には開発は禁止されている。

自然海岸

：海岸線及び、それに接する海域が人工によって改変されずに、自然の状態を保持している海岸。

自然環境保全地域

：神奈川県環境保全条例に基づき、良好な自然環境を有している緑地の保全を推進するために、神奈川県が指定した区域。

自然共生サイト

：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、環境省が認めたもの。認定区域は、保護地域との重複を除いた部分が「OECM」として国際データベースに登録される。

首都圏近郊緑地保全法

：近郊整備緑地（概ね都心から 50～100 km 圏内）の無秩序な市街化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的として、首都圏の既成市街地の近郊に存在する、旅行な自然環境を有する緑地の保全に必要な事項を定めた法律。昭和 41 年（1966 年）制定。

湘南国際村基本計画

：平成 6 年（1994 年）に開村した湘南国際村について、民間活力も活用した活性化を推進し、ひいては三浦半島全体の活性化につなげるための取組を定めた計画。

親水護岸

：護岸としての機能をもちつつ、人が水辺で楽しめるように配慮された護岸。

薪炭林

：薪（たきぎ）や炭の材料となる樹木を採取する樹林地のこと。生活様式の変化に伴い薪炭林の需要が減り、現在は未管理となり荒廃の進んだ薪炭林が多い。

スケールメリット

：事業や経済活動の規模（スケール）の拡大によって、優位性や有利性などのメリットを得ることを指す。

生産緑地

：「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市景観の形成を図るため、指定される。阻止計画法に基づく、地域地区として指定される。

生産緑地法

：農林漁業との調整を図り、良好な都市環境の形成のため、生産緑地地区に関する、都市計画に関し必要な事項を定めた法律。昭和 49 年（1974 年）制定。

生態系ネットワーク

：生物多様性を守るために、自然環境や優れた自然条件の有する地域をつなぐ取組みを指す。エコロジカルネットワークとも呼ばれる。

生物多様性基本法

：生物の多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。平成 20 年（2008 年）制定。

生物多様性国家戦略

：「生物の多様性に関する条約」に基づき、締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家的な計画。

生物多様性条約

：平成 4（1992 年）に「生物多様性条約（生物の多様性に関する条約：Convention on Biological Diversity）」が策定。本条約第 2 条において『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海

洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系
その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の
間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間
の多様性及び生態系の多様性を含む。』ことが規定
されている。

生物多様性増進活動促進法

：地域における多様な主体が、有機的に連携して
行う生物の多様性の保全のための活動を促進する
ための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性
を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な
生活の確保に寄与することを目的とした「地域に
おける多様な、主体の連携による生物の多様性保
全のための活動の促進等に関する法律」のこと。
令和6年（2024年）施行。

【た行】

タイワンリス

：クリハラリスの中で台湾のみに分布する固有亜
種。

炭素固定

：大気中の二酸化炭素（CO₂）を有機物に変換したり、
固定したりする過程のことを指す。

地球温暖化

：人間活動の増加により、二酸化炭素などの温室
効果ガスの大気中濃度が増加して、大気の温度が
上昇すること。なお、これに伴う諸現象まで含め
て使用することもある。

沖積低地

：主に河川による堆積作用によって形成される地
形を指す。河川によって運搬された碎屑物（礫、
砂、泥）が、山地間の谷底や、山地を離れた平地、
河口、さらに沖合にかけて堆積して平野となった
ものをいう。

天然記念物

：文化財保護法及び文化財保護条例に基づき、国

や自治体で指定した名勝地や学術上価値の高い動
植物。

特定外来生物

：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防
止に関する法律」の定義において、人為により概
ね明治元年以降に我が国に入ってきた生物で、在
来生物を補色都市、在来生物を競合により駆逐す
る。また、在来生物との交雑による遺伝的影響が
生じた生物。

特定生産緑地

：指定から30年が経過する生産緑地において、買
取の申出ができる期間が10年延長されたもの。

都市計画法

：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、
都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制
限、都市計画事業その他都市計画に関し、必要な
事項を定めた法律。昭和43年（1968年）制定。

都市計画公園

：都市計画法に規定される都市施設の1つであり、
都市計画決定権者である都道府県知事又は市町村
長が都市計画決定（変更）した公園。

都市公園法

：都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増
進に資することを目的として、都市公園の設置及
び管理に関する基準を定めた法律。都市緑地法と
ともに平成16年（2004年）に改正された。

都市緑地法

：良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な
都市生活の確保に寄与することを目的として、都
市における緑地の保全及び緑化の推進に関して必
要な事項を定めた法律。景観法の改正にあわせ、
都市公園法とともに平成16年（2004年）に改正さ
れた。また、令和6年（2024年）にも改正され「緑

地の機能維持増進」を進めることが示された。

【な行】

ネイチャーポジティブ

：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。自然再興。

【は行】

パークマネジメント

：パブリックオープンスペースの一形態である公園という生活の舞台を創り、守り、活用してゆく総合的な仕事のシステム

ヒートアイランド現象

：都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。

ビオトープ

：生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。

風致地区

：都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や、史跡、神社仏閣等がある地域、旅行な住環境を維持している区域等を対象に、都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

風致地区条例

：「都市計画法」に基づき、みどり豊かでゆとりある環境が維持されるよう建築物の高さ、建ぺい率などの基準を定めている条例。本市では、行為許可についての手続きを平成 13 年度から行っている。

ブルーカーボン

：海洋生態系に隔離・貯留される炭素のことである。また、海洋生態系によって海中に蓄積される炭素固定機能のことを指す場合もある。

【ま行】

三浦半島公園圏構想

：神奈川県が推進している構想で、美しい自然に囲まれた三浦半島全体を公演のような地域として捉え、「三浦半島のみどりの持続的な維持・継承」、「三浦半島の活性化、地域住民の快適な生活」を実現していくことを目的とし、平成 18 年(2006 年)3 月に策定された。

モニタリングサイト 1000

：我が国を代表する様々な生態系（高山帯、森林・草原、里地、陸水域、沿岸域、砂浜、サンゴ礁、小島嶼）の変化状況を把握（モニタリング）し、生物多様性保全施策への活用に資することを目的とした地域。

【や行】

谷戸地形

：丘陵の間の谷上の地形。本計画では、「ため池、河川、田畑、二次林」などから構成されるものには限定せず、「三方を斜面地で囲まれた小流域地形」として捉えている。

用途地域

：「都市計画法」に基づき、用途の混在を防ぐことを目的として定められている地域。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので 13 種類がある。

横須賀再興プラン

：基本計画（YOKOSUKA ビジョン 2030）の政策・施策に基づいて実施する主要な事業を示した実施計画であるとともに、横須賀の再興に向けたロードマップ。

【ら行】

流域

：雨水が地形によって同水系の河川に集まる範囲。集水域とも呼ばれる。

緑被率

：樹木や草地など植物で被われた土地の占める割合。

緑地協定

：「都市緑地法」に基づき都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

【アルファベット・数字】

COP（略称：Conference of the Parties）

：締約国会議。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は 198 か国・機関が参加する気候変動に関する最大の国際会議であり、毎年開催されている。

CSR 活動（Corporate Social Responsibility）

：企業の社会的責任。利益追求だけでなく、企業活動の様々な社会的な面においても、責任を果たすべきだとする経営理念。例えば、環境の改善や保全などの活動の実施が考えられ、みどりの保全や緑化推進などの活動が行われている。

NbS（Nature based Solutions）

：自然を基盤とした解決策のことを指し、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性の恩恵を同時にもたらす自然の、そし

て、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理・回復のための行動。

OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）

：その他の効果的な地域をベースとする手段。生物多様性条約締約国会議（COP10）で、愛知目標 11 にて提言され、自然保護地域ではない地域において、長期の生物多様性の保全に効果的な方法で管理されている土地を指す。日本では OECM の取組を推進するため、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」という名称で認証する取組を進めている。

Park-PFI（Park-Private Finance Initiative）

：公募設置管理制度。都市公園において飲食店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募で選定する手続きで事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備への還元を条件に、事業者には都市公園法の特別措置がインセンティブとして適用される。

Well-being

：定義は様々あるが、本計画においては一人ひとりの幸福感や生活の充実度などが「よい状態」にあることを表す。

30by30

：「昆明・モントリオール生物多様性枠組」にてターゲットとされた 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようという目標。